

監 事 監 査 細 則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、管理組合の適正な業務執行を確保するため、パーク上尾団地管理組合規約第81条の規定に基づき、次のとおり管理組合の監事監査細則（以下「細則」という。）を定める。

（趣旨）

第 1 条 この細則は、管理組合の監事の監査につき必要な事項を定めるものとする。

（監査の目的）

第 2 条 監査は、管理組合の財産及び業務の執行について適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

（監査の対象）

第 3 条 監査は、管理組合の財産に関する管理及び業務の執行状況について行うものとする。

（監査の種類）

第 4 条 監査は、決算監査、月次監査、引継監査及び特別監査とする。

- 2、 決算監査は、毎会計年度末において作成する計算書類について、その適否を検証するとともに業務の執行状況について行うものとする。
- 3、 月次監査は、毎月末において作成する月次決算報告書について、その適否を検証するものとする。
- 4、 引継監査は、出納責任者に異動があったときに作成する事務引継書、出納帳、その他の関係書類について、その適否を検証するものとする。
- 5、 特別監査は、理事会又は理事長が、特定の事項について、監査を請求したときに、その事項について監査を行うものとする。

（監査計画書）

第 5 条 監事は、毎会計年度の初めに、監査の実施日時及び監査事項等について、監査計画書を作成するものとする。

- 2、 監事は、前項の監査計画書を作成しようとするときは、あらかじめ理事長の意見を求めることとする。
- 3、 監事は、第1項の監査計画書を作成したときは、これを理事長に報告するものとする。

- 4、 第2項の規定は、監査計画書を変更する場合に準用する。

(監査の実施)

第6条 監事は、監査結果について、監事監査報告書を作成し理事長及び理事会に報告の上、団地総会に報告するものとする。ただし、軽易な事項については、文書または口頭で財務経理担当理事に報告するものとする。

- 2、 監事は、前項の報告をする場合において、業務の改善又は是正が必要であると認めたときは、その意見を付するものとする。

- 3、 理事長は、第1項の規定により報告を受けたときは、前項の付帯意見等を検討し、速やかに必要な措置を行うとともに、その結果を監事に報告するものとする。

(事故等の報告)

第7条 管理組合の業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項が発生したときは、理事長は速やかに文書または口頭で監事に報告しなければならない。

(会議への出席)

第8条 監事は、管理組合の業務に関する必要な会議に出席して意見を述べることができる。

附 則

(細則の発効)

第1条 この細則は、2023年6月1日から効力を生じる。

(細則の改正)

第2条 この細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。